

富里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(令和6年9月26日告示第116号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、もって事故被害軽減及び交通安全意識の向上を図るため、予算の範囲内において、富里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次に掲げるいずれかの認証マーク等が付された新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 使用者 ヘルメットを使用する自転車利用者（幼児用座席の同乗者を含む。）をいう。
- (3) 保護者 ヘルメットを使用する児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、ヘルメットを使用する児童を現に監護する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者又はその保護者とする。ただし、保護者は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合に限る。

- (1) 補助金の交付を申請する時点において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 補助金の交付を申請する年度内にヘルメットを購入した者
- (3) 本市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの補助金及びこれに類する補助金の交付を受けていないこと。ただし、保護者が補助金の交付を受けようとする場合において、使用者が異なるときを除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（暴力団密接関係者）

第4条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第6号又は第7号に該当する者とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費は、ヘルメットのパイプの購入に要した費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等による支払額を除く。

2 前項の規定にかかわらず、フリーマーケットその他の個人間の売買により

購入したヘルメットについては、補助金を交付しないものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、ヘルメット1個当たり2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び請求)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、富里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットを購入した際の領収書等の写しであって、次に掲げる事項が確認できるもの

ア 購入日

イ 購入金額

ウ 販売店等の購入先名

エ メーカー、品名及び品番

(2) 購入したヘルメットが第2条第1号に掲げる認証等を受けていることが確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) 申請者の本人確認書類の写し

(4) 補助金の振込先口座が確認できるものの写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による補助金の申請は、ヘルメットを購入した年度の3月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、富里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付(不交付)決定通知書兼確定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和6年10月1日から施行し、同年4月1日以後に購入したヘルメットに係る補助金について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。